

予 算 要 求 資 料

令和 8 年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：環境管理費 目：環境管理推進費

事業名 PCB 処理推進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境エネルギー生活部 廃棄物対策課 産業廃棄物係 電話番号：058-272-1111 (内2968)

E-mail：c11225@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,645 千円 (前年度予算額： 1,645 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,645	0	0	0	0	0	0	0	1,645
要求額	1,645	0	0	0	0	0	0	0	1,645
決定額	1,645	0	0	0	0	0	0	0	1,645

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物を保管する事業者は、PCB特措法に基づき、処分期限(高濃度は令和4年度末。低濃度は令和8年度末)までに、当該廃棄物を処分しなければならない。また、県の役割として、PCB廃棄物の状況把握や処理に向けた措置等が求められる。

(2) 事業内容

- ① PCB廃棄物保有事業者に対する早期処理に向けた指導(郵送・電話・訪問)
- ② PCB廃棄物の保有の有無や処理の推進に関する広報
- ③ 県内業界団体と PCB廃棄物処理の推進に向けた連絡会の開催
- ④ 処理責任者に対する行政処分等に関する業務

※PCB：燃えにくい、電気を通しにくいなどの性質を持つ油の一種で、工場やビル、電車などのトランス(変圧器)やコンデンサ(蓄電池)、蛍光灯の安定器等に用いられていたが、有毒性が指摘され、昭和49年6月以降、製造、輸入が禁止されている。

(3) 県負担・補助率の考え方

区域内のPCB廃棄物の状況把握や、PCB廃棄物の確実・適正な処理に向けた措置等は、法律上の県の役割である。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	159	打ち合わせ、会議の出張
需用費	477	事務用品の購入
会議費	12	連絡会茶菓代
燃料費	80	訪問指導に係る燃料費
役務費	627	電話代、郵便代
使用料	206	連絡会会議室賃料、市町村会議会議室賃料、高速道路料金
負担金	84	各種協議会負担金
合計	1,645	

決定額の考え方

4 参 考 事 項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（環境省）
- ・岐阜県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

(2) 国・他県の状況

- ・国では、自治体が行う掘り起こし調査の実施に係る、P C B全般の相談窓口の設置や専門家の派遣、保管事業者等に対して早期処理を促進するため、T V・C M等の広報の活用及び周知を行っている。また、予期せず発見される高濃度P C B廃棄物や処理期限後に廃棄物となる低濃度P C B使用製品があること等から、現行制度の見直しについて検討が行われている。
- ・近県（愛知県、三重県及び静岡県）では、類似の事業を実施しており、令和8年度はP C B廃棄物の保有事業者に対する早期処理に向けた行政指導等を行う予定。

(3) 後年度の財政負担

- ・低濃度P C B廃棄物については、令和8年度末までに処分しなければならないため、引き続き、保管事業者に対して早期処理の指導を行う必要がある。
- ・高濃度P C B廃棄物については、令和8年度末で中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）北海道事業所における廃棄物の処理が終了するが、今後、処理が再開された場合には、これまでに処理ができなかった保管事業者に対して早期処理の指導を行う必要がある。

(4) 事業主体及びその妥当性

- ・事業主体 県
- ・区域内のP C B廃棄物の状況把握や、P C B廃棄物の確実・適正な処理に向けた措置等は法律上の県の役割。

事業評価調書（県単独補助金除く）

☐ 新規要求事業

☒ 継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

- (1) P C B 廃棄物の保管事業者に対し、処理可能期間内処理及び早期処理を推進
- (2) 濃度不明、低濃度 P C B 廃棄物の保管事業者等に対し、国の手引き等を活用した指導・啓発を実施し、期限内処理及び早期処理について推進

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						
②						

○指標を設定することができない場合の理由

P C B 廃棄物の期限内の全数処理を目標としているが、保有者全数を把握できないため、具体的な数値を設定することができない。

（これまでの取組内容と成果）

令和4年度	P C B 廃棄物の保管事業者に対し、期限内処理の指導を行うとともに、処理責任者不在等を理由に期限内に処分ができなかった高濃度 P C B 廃棄物について、処理の代執行を行った。また、P C B 処理に関する情報について、P C B 廃棄物処理推進連絡会の会員へ迅速な情報共有を行い、会員への周知や業界誌の紙面提供等協力を得た。
令和5年度	P C B 廃棄物の保管事業者に対し、期限内処理の指導を行うとともに、処理責任者不在等を理由に期限内に処分ができなかった高濃度 P C B 廃棄物について、処理の代執行を行った。また、P C B 処理に関する情報について、P C B 廃棄物処理推進連絡会の会員へ迅速な情報共有を行い、会員への周知や業界誌の紙面提供等協力を得た。
令和6年度	P C B 廃棄物の保管事業者に対し、期限内処理の指導を行った。また、P C B 処理に関する情報について、P C B 廃棄物処理推進連絡会の会員へ迅速な情報共有を行い、会員への周知や業界誌の紙面提供等協力を得た。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない	
(評価) 2	P C B廃棄物は、令和8年度末までに、県内の全量を処分しなければならない。また、法律上、県の役割として、区域内のP C B廃棄物の状況把握や、P C B廃棄物の確実・適正な処理に向けた措置等が求められている。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない	
(評価) 2	掘り起こし調査及びその後の追加調査により、県が今まで把握していなかった新たなP C B廃棄物保有者が明らかになっている。関係業界団体への迅速な情報提供を行い、関係団体内においても処理に対する意識が高まっている。P C B廃棄物の処理が促進され、P C B廃棄物保有者数が年々減少している。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 1	処理進連絡会に参加している関係団体、事業者との連携も密に行っており、必要な情報を受信、発信できる体制も整っている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 低濃度P C B廃棄物について、把握済みの保管事業者に対しては、処分期限である令和8年度末に向けて、計画的に処理を行うよう指導・啓発を行う必要がある。引き続き、処理の推進に関する広報を強化する必要がある。	
--	--

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか P C B廃棄物の保管事業者等に対して期限内処理や各種基準の遵守を指導していく必要がある。指導に応じない事業者等に対しては法に基づく命令等を行う。	
--	--